

平成27年度

子育て世帯臨時特例給付金について



消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対し

て、臨時特例的な給付措置として、平成27年度子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

【支給対象者】

平成27年6月分の児童手当

を受給される方が対象です。※特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童一人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給され

る方は対象となりません。

【対象児童】

支給対象者の平成27年6月

分の児童手当の対象となる児

童

【申請期間】

口

☎ 0858-58-6111
中山支所地籍調査課総合窓口

住民生活課

☎ 0859-54-5210

【支給時期】

国の定めにより平成27年10月以降となります

【申請先】

口

☎ 0859-53-3311
大山支所建設課総合窓口

☎ 0859-53-3311

【制度に関する問い合わせ先】

厚生労働省

☎ 0570-037-192

【支給額】

対象児童1人につき
3,000円

【申請期間】

平成27年6月1日

～平成27年9月1日

※申請書は6月上旬にお届けする児童手当の現況届の案内に同封します。なお、公務員の方は勤務先から案内があります。

【支給時期】

国の定めにより平成27年10月以降となります

【申請先】

口

☎ 0859-54-5210
中山支所地籍調査課総合窓口

☎ 0859-53-3311

【制度に関する問い合わせ先】

厚生労働省

☎ 0570-037-192

児童手当現況届提出は6月30日(火)までです

【提出及び問い合わせ先】

住民生活課

☎ 0859(54)5210
中山支所 地籍調査課総合窓口室

☎ 0858(58)6111
大山支所 建設課総合窓口室

☎ 0859(53)3311



戦没者等のご遺族の皆さまへ
特別弔慰金が支給されます

対象となる方

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合

に、第10回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は、次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1.弔慰金の受給権者

2.戦没者等の子

3.戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである

①父母

②孫

③祖父母

④兄弟姉妹

4.右記3以外の

請求期間
平成27年4月1日
～平成30年4月2日まで
(請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

◆請求窓口
住民生活課
☎ 0859-54-5210

◆請求窓口
住民生活課
大山支所建設課総合窓口室
☎ 0859-53-3311
中山支所地籍調査課総合窓口室
☎ 0858-58-6111